

# ひだまり

ISO9001:2015 認証機関



日本認知症ケア学会認定施設

岡山ひだまりの里病院 広報紙  
第118号  
2023年7月発行  
発行責任者 藤田文博



## ひだまりの家20周年祭

### 目白押しの内容!



花笠音頭



お餅つき



ピアノ演奏



ももたろう体操



ひだまりの里病院長あいさつ



ヨーヨー釣り

皆さまのおかげで、グループホームひだまりの家は2023年6月1日に、20周年を迎える事ができました。ありがとうございます。9時からの2時間、20周年祭を開催しました。色々な世代のお客様が沢山来て下さり、入居者さんも張り切りました。終始とても賑やかで、最初から最後まで楽しめるお祭りでした。

いつもより観覧する方が多く、緊張しながら躍った入居者さんの「花笠音頭」。介護予防センターの鳥井さんに合わせて、皆さん一丸となって楽しんだ「ももたろう体操」。目を真ん丸にさせて見入った林病院職員、中川さんの「ブルーノート」。久しぶりに会えた友人に心を込めて弾いたピアノ演奏。ドキドキしながら引つ張った糸引きくじにヨーヨー釣り。かわいいワンちゃんとの写真撮影。杵と石臼を持ってきて、昭和を思い出しながらついたお餅つき。このつきたてのお餅で、ぜんざいや、きなこ餅を振る舞うと、皆さん「おいしい」と大好評。岡山医療生協さんにもご協力いただいた「健康チェック」。岡山ひだまりの里病院による認知症VR体験と、内容は目白押しでした。

(2面につづく)



# ひだまりの家20周年祭



満面の  
笑顔で!



(1面のつづき)

久しぶりのお孫さん達に会えた入居者さんは、「まー！」と満面の笑顔で大喜び。ご家族さまからは「準備が大変だったでしょう?」「いつも感謝感謝です。孫達もおばあちゃんとの写真も撮れて、お土産もいっぱい買って大喜びです」とねぎらいのお声かけもありました。お子様たちは「楽しかったー」と、両手いっぱいのお土産。そして「20年ぶりにホームの中に入るのよ。開設当時、お義母さんがお世話になりました」と駆けつけてくださったご家族さまの姿もありました。

皆さまのおかげで、心温まる賑やかな20周年祭となりました。今後はひだまりの家でも、認知症カフェを計画しています。改めましてこれからもよろしくお願い致します。

グループホーム ひだまりの家

ホーム長 大井 宣子

## 『辛さを分かち合える場』 全体家族会

春うららかな陽気が感じられた4月22日、岡山ふれあいセンターにて、岡山ひだまりの里病院全体家族会を開催しました。感染対策を十分にとり、コロナ禍2度目となる対面での全体家族会でした。

今回はお二人のご家族の方に、介護体験を発表していただきました。「介護で始まって介護で終わる毎日。こんな状態があと何年続くのか」「介護の大変さは、した人にしか分からない」といった、経験者だからこそ伝えられる悩みや葛藤をお話していただきました。



2つのグループに分かれて  
交流会を行いました。

介護体験発表後は交流会を行いました。発表者の話を聞き共感した気持ちや、同じような経験をした苦労話など、思い思いにお話していただきました。アンケートには「みなさん辛い思いをされていることに気づき、共感できました」「同じ悩みを共有できる場を設けることで、家族にとっては『ほっ』とすることができるようになります」との感想をいただきました。

今後もみなさんが共感でき、安心できる家族会を開催していきます。

精神保健福祉士 間野 朱音

## その人らしい生活とは… ～生活保護裁判を傍聴して～



4月17日、岡山家庭裁判所に生活保護裁判（※）の傍聴に行きました。傍聴席はいっぱい。関心の高さが伺えます。裁判官の交代のため、原告側より改めて争点の説明から始まりました。『生活保護は受ける権利のある世帯の3割しか受けておらず、残り7割の世帯は生活保護基準以下の生活を送っている実態』『政策決定のプロセスで本来は用いない調査や数値を用いていることへの問題』『生活保護基準の引き下げが受給者に与える影響は大きく、さらなる切り詰める生活と社会参加の機会を奪う事態を招くこと』などが語られました。

憲法が保障する生活とは何でしょう。それは「食べて生きる」だけでなく「社会への参加も含めた、その人らしい生活」であるべきです。また生活保護基準は最低賃金、税金や保険料の減免など、様々な制度に連動し、私たちの暮らしにも関わっています。この裁判は憲法25条の保障する生存権、安全安心に自分らしく生きるための権利を守るものだと思います。皆さんもこの裁判に関心をもっていただければ幸いです。

精神保健福祉士 日高 衛

（※）生活保護裁判とは…

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準を引き下げました。統計や専門的見地に基づかない削減と生活保護制度が始まって以来の大幅引き下げを違法、違憲として全国29都道府県で1000名を超える原告が裁判を起こしています。



## 研修医を受け入れています



当院では認知症専門病院であり、研修中の医師の指導も行っています。林病院で研修をされている医師が今年の5月～7月まで、当院で研修をしています。その研修中の医師からのメッセージを紹介します。

ゴールデンウィーク明けの5月8日から、岡山ひだまりの里病院での研修をさせていただいております、藤本直樹です。

これまでも認知症に関して、ある程度診療に携わることはありました。認知症の専門病院ということで、医師だけでなくスタッフ全員が、患者さんやご家族に対しての接し方から少し違うなど、当初から感じております。これまでは比較的重度の患者さんを入院で診ることが主でした。ここへ来てからは外来での患者さんは、比較的初期の方もたくさんおられ、ご本人さんができることもたくさんあるため、本人の強みを活かす関わりが大切であるということを実感しました。病棟ではご本人さんに対し何が課題となっていて、それに対して薬物調整が必要なのか、周りとの環境調整でできることなのか、退院先の環境はどこまで許容できるのかなど、スタッフと相談しながら治療方針を決めていく必要性を強く感じています。



藤本直樹 医師  
(林病院 後期研医)

2023年5月より3か月間  
岡山ひだまりの里病院で  
研修を行っています。

# 『こい祭り』 <作業療法科>



5月26日(金)に作業療法科の3病棟合同プログラムで「こい祭り」をしました。「こい祭り」という名称は、患者さんと作ったたくさんのこいのぼりを青空へ流すことから、この名称にしました。こいのぼりの制作は3月頃から始まりました。花や染粉で染物をつくり、色紙・千代紙などを眼や鱗として貼り付けて完成です。全部で約50匹の個性的なこいのぼりが青空を泳ぎました。

祭り当日、中庭に泳がせたこいのぼりを見た患者さんからは「いろいろなこいのぼりがあるね」「わぁー」「たくさん作ったね」と表情や感情が動く瞬間が多々ありました。もう一つ、別の企画も用意あり、それはコーヒーフィルターを染めて鱗を表現する、大きなこいのぼりです。染物をする際「(染物が)好き」「もっと二重に染めたらいい」と積極的に作品を作られており、普段の生活では見えない個性を表現する場となっていました。新茶の時期ということもあり、皆さんとグリーンティーを飲んで活動を終わりました。

コロナ禍によって集団活動を自粛せざるを得ない時期が続きましたが、今年度は季節行事を実施していきます。

作業療法士 持田 顕



好きな色水に  
フィルターをつけて



見事なウロコに  
変身!!

## お知らせ

### 『面会室にて面会を行っています』

非接触式の面会室にて、面会を行っています。

（ 月・水・木・土  
14:00～、15:00～、16:00～  
火・金 16:00～ ）

＜面会は予約制です＞

面会を希望される場合は 9:00～17:00  
の間に病棟へお電話下さい。

今後も面会等の急な変更については  
ホームページにてお知らせをさせて  
いただきます。

## ごあんない

### 岡山ひだまりの里病院

〒702-8012

岡山市南区北浦822-2

電話 086-267-2011 FAX 086-267-2013

ホームページ <http://hidamari.hayashi-dorin.or.jp/>

#### ＜外来＞

診療日時：月曜～金曜  
9:00～12:30

\*予約制です。まずは  
お電話でご予約下さい

#### ＜認知症デイケア＞

実施時間：月曜～土曜  
9:30～15:30

(日曜・年末年始はお休み)

相談員、看護師、作業療法士による訪問看護を  
行っています。詳しくはお電話下さい。

無料低額診療事業を実施しています。  
医療費でお困りの方はご相談ください。  
入院中の差額ベッド料はいただいております。